

2019年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター  
 代表者名 代表取締役社長 吉田 秀則  
 代表取締役 CEO 丹野 裕介  
 (コード番号: 3224 東証マザーズ)  
 問合せ先 経理財務部部長 柏木 伸介  
 (TEL. 03-6667-6606)

第三者割当により発行される無担保転換社債型新株予約権付社債及び  
 コミットメント条項付き新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2019年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集】

(1)	払 込 期 日	2019年11月29日
(2)	新株予約権の総数	10個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は10,611,800円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4)	当該発行による潜在株式数	97,000株（新株予約権1個につき9,700株）
(5)	資金調達の額	106,118,000円
(6)	転換価額	1株当たり1,094円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に対する第三者割当方式
(8)	そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件

	<p>が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を「10. 発行要項」にて記載しております。

**【第8回新株予約権発行に係る募集】**

(1) 割 当 日	2019年11月29日
(2) 新株予約権の総数	5,830個
(3) 発 行 価 額	総額2,915,000円（新株予約権1個につき500円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	583,000株（新株予約権1個につき100株） 下限行使価額は729円ですが、潜在株式数は583,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	640,717,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：2,915,000円 新株予約権行使による調達額：637,802,000円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1,094円 当初行使価額は、2019年11月13日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%であります。 当社は、割当日から6ヶ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使価額が修正となる旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。 なお、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(9) そ の 他	① 行使制限条項 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

## ② 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

## ③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

## ④ 本契約における定め

上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の株式会社ゼネラル・オイスター 第8回新株予約権及び株式会社ゼネラル・オイスター 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債第三者割当て契約書（以下、「本契約」という。）において、次の規定がなされます。

### < 本新株予約権の行使指示 >

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（1,422円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（1,641円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の筆頭株主であるTRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合が締結した株式貸借契約の範囲内（100,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

### < 新株予約権の取得請求 >

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年10月28日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を

	取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。
	⑤ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注1) 本新株予約権の発行要項を「10. 発行要項」にて記載しております。

(注2) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本資金調達の目的及び理由

当社は、財務基盤強化による継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況の抜本的改善、並びに設備更新投資及び成長投資に要する資金確保を主な目的として、本資金調達を行います。

これまで、当社は不採算店舗閉鎖、店舗事業の予約システム強化及びコスト削減等により、平成31年3月期決算においては、営業利益▲21百万円（平成30年3月期 営業利益▲160百万円）、令和2年3月期第2四半期累計期間におきましても、営業利益▲129百万円（平成31年度3月期第2四半期累計期間 ▲142百万円）と赤字幅を縮小させることができました。

また、2018年2月26日付第三者割当増資により、事業会社（過去の提携候補先等）からの借入金350百万円を完済し、財務内容も改善させることができました。しかしながら、2019年9月末の現金及び預金残高が55百万円まで減少している状況であり、当初から自己資金が少なかったため、2018年3月末から2019年9月末までの金融機関への毎月の借入返済（合計139百万円）及び割賦購入設備の未払金の支払い（合計100百万円）を確保することができず、当初予定していた③構造改革費用及び④成長資金の一部を当該資金に一時的に充当せざる負えない状況でした。その後新規借入等により、返済に充当した③及び④の資金を確保する予定でしたが、調達することができなかつたため、現在の状況に至ります。

当初資金使途	当初予定額 (百万円)	充当額 (百万円)
① Tryfunds への借入金の返済	200	200
② 株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済	150	150
③ 構造改革費用	295	97
④ 成長投資	41	0
⑤ 陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用	50	50
⑥ 運転資金の確保	59	59
合計	795	※556

※当初予定額と充当額の差額 239 百万円については、金融機関への借入返済（139 百万円）及び割賦購入設備の未払金支払い（100 百万円）に充当しております。

③構造改革費用に関しては、屋号変更及び老朽化した店舗の修繕も含めた内装・設備工事を順次実施していく計画でしたが、当初充当する予定だった金額を確保できなかったため、一部店舗については現在も工事等対応できていない状況です。

④成長投資に関しては、客単価を抑えた既存店舗とは異なる顧客セグメントをターゲットとした新業態の店舗出店を計画しておりましたが、現在は新規出店を見送っております。

当初から、③構造改革費用及び④成長投資の一部資金については、金融機関への借入返済と割賦購入設備の未払金支払いに一時的に充当し、既存借入の借換や新規借入等によって当該資金を賄うことを目指しておりましたが、平成 28 年 3 月期から 4 期連続の最終赤字のため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が継続している中で、既存借入の借換・新規借入による資金調達は困難な状況であります。

仮に、本資金調達を行わず、現行通り必要な設備更新投資や成長投資を抑制して既存銀行借入の返済を継続した場合には、適切なレベルまで債務を削減し、設備更新投資や成長投資に十分な資金を確保するには相当な期間を要することが見込まれております。

上記状況を踏まえ、当社の中長期的な企業価値を向上させるためには、本資金調達によって既存銀行借入返済による財務基盤強化を行い、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を抜本的に改善し、設備更新投資や成長投資に要する資金を確保することが必須であると判断いたしました。

本資金調達の内容決定に際しては、既存株主の利益に十分配慮し、株価への影響、希薄化率等を考慮し、慎重に検討を行いました。前述の通り本資金調達は当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、既存株主をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと考えております。

## （2）本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要について

本新株予約権付社債及び本新株予約権には、既存株主の皆様への株式価値の希薄化抑制を図りつつ、機動的な資金調達を実行することを目的とするため、以下の内容が設定されております。

### 【本新株予約権付社債】

#### ① 転換価額及び対象株式数の固定

本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、対象株式数も固定されているため、修正条項付きのいわゆる MSCB とは異なるものであります。

#### ② 行使制限条項

本新株予約権付社債の転換により、本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使制限条項が付されております。かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

#### ③ 繰上償還条項

当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。

#### ④ 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 【本新株予約権】

### ① 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、MSCB等の発行に係る遵守事項、実務上の留意事項にとらわれず、割当先との柔軟な交渉が可能となります。またMSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等が軽減されます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### ② 行使指示条項

本契約には、以下の行使指示条項が規定されております。

当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先と締結される本契約に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（以下、かかる場合を「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（1,422円）を超過した場合（かかる場合を以下、「条件①」という。）には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件①の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（1,641円）を超過した場合（以下、かかる場合を「条件②」という。）には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件②の成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は、直近7連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の筆頭株主であるTRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合が締結した株式貸借契約の範囲内（100,000株以内）とすることとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示

は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

### ③ 行使制限条項

本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

### ④ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達方法が確保された場合には、当社の判断により本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性を確保することができます。

### ⑤ 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年10月28日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

### ⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記②記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## （3）本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「本資金調達方法のメリット」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、第三者割当てによる本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

本資金調達方法は、本新株予約権付社債によって、発行時に一部金額を確実に調達できること、本新株予約権の行使指示によって株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができることから、当社といたしましては、当社株式の流動性を考慮し、本新株予約権付社債による調達を全体の一部にとどめ、一方で本新株予約権での調度を主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減できること、また、行使指示を市場環境に応じて適宜実施することで、想定していた時期、金額での資金調達が可能であることから、今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

本資金調達の検討にあたり具体的に割当予定先に求めた点として、i 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、ii 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、iii 大株主として長期保有しないこと、iv 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、v 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段

を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社から当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。当社は、下記「(4)本新株予約権の主な特徴」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が、資金調達手段として最適であると判断し、その発行を決議いたしました。

以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

#### 【その他の資金調達方法の検討について】

当社は、この度の資金調達に際して、①銀行借入、②公募増資、③第三者割当増資による新株発行の資金調達手段を検討いたしました。

- ① 銀行借入による資金調達は、既に継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせる状況であり、新規に銀行借入を行うことは難しい状況です。加えて、銀行借入は、調達額金額が全額負債となるため、更に財務健全性を低下させることとなります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 公募増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く資金調達の機動性という観点からも課題があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- ③ 第三者割当増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断しました。

以上の検討を行った結果、上記のいずれかの方法も今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、行使価額修正条項付でない新株予約権など、他の資金調達方法については、本件において当社が重視している早期の資金調達の実行や行使の促進性に鑑み、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

#### 【本資金調達方法について】

本資金調達方法は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することにより、当社の想定する時期、金額での資金調達が可能としております。

本資金調達方法は、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の直接金融による資金調達方法と比較して、以下の点が優れていると判断いたしました。

(本資金調達方法のメリット)

##### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、潜在株式数が 583,000 株と一定であり、当社の判断において行使価額の下方修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。

また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。その結果、行使が見込まれず資金調達が順調に進まないデメリットはありますが、当該デメリットを回避するために、6ヶ月経過ごとに当社の判断で行使価額を修正する条件を付しております。行使価額を下方修正した場合、調達金額が少なくなるおそれがあります。株価が行使価額を上回った場合、割当予定先は、本新株予約権の行使期間内においても自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、割当予定先が本新株予約権を行使することにより保有することとなる当社株式の数



が、本新株予約権の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### ② 当社株式の流動性の向上

本新株予約権付社債の転換または本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.68%（680,000株）であり、割当予定先が新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、当社株式の流動性の向上が見込まれます。

#### ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権付社債には繰上償還条項、本新株予約権には取得条項が付されており、他の有利な資金調達方法が確保される場合等に、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

#### ④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価の90%に相当する金額に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

また、本契約においては、上記「(2) 本新株予約権の概要について」に記載のとおり、一定の条件下で当社から本新株予約権の行使を指示することが可能となる条項が設定されております。

当社といたしましては、本資金調達を実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

#### （本資金調達方法の留意事項）

本新株予約権は、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(4) 本新株予約権の特徴」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性があると考えております。

- ① 本新株予約権の下限行使価額は729円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。
- ② 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。
- ④ 割当予定先は、後述の「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却後、売却で得た資金を新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返して行うことが予定されているため、割当先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	746,835,000円
内訳（本新株予約権付社債の発行による調達額）	106,118,000円
（本新株予約権の発行による調達額）	2,915,000円
（本新株予約権の行使による調達額）	637,802,000円

発行諸費用の概算額	6,000,000円
差引手取概算額	740,835,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用500,000円、新株予約権評価費用3,500,000円、登記関連費用400,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)1,600,000円となります。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な用途

### 本新株予約権の資金用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 既存銀行借入の返済	410	2019年11月～2021年10月
② 設備更新投資	55	2020年4月～2022年3月
③ 成長投資	175	2020年4月～2022年3月
合計	640	

(注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

上記①既存銀行借入の返済資金が確保出来た後、上記②設備更新投資に充当します。②設備更新投資の資金が確保できた後、③成長投資に充当します。

①既存銀行借入の返済資金が全額確保できない場合には、支出時期を変更しないものの、用途の規模縮小にて対応する予定であります。なお、②設備更新投資及び③成長投資については、充当しない予定です。

②設備更新投資に資金調達が満たない場合は、他の資金調達により充当、又は、用途の規模縮小等により対応する予定であります。なお、③成長投資については、充当しない予定です。

③成長投資に資金調達が満たない場合は、他の資金調達により充当、又は、用途の規模縮小等により対応する予定であります。

なお、上記「具体的な用途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況(設備の更新の緊急性等)に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。

3. 工事の入札等により、上記②設備更新投資が投資予定金額に満たない場合、その余剰となった投資資金を③成長投資に充当します。また、②設備更新投資において、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合においても、その余剰となった投資資金を上記③成長投資に充当いたします。

### 本新株予約権付社債の資金用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	45	2020年3月
② 設備更新投資	55	2019年11月～2021年10月
合計	100	

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。
2. 工事の入札等により、上記②設備更新投資が投資予定金額に満たない場合、その余剰となった投資資金を本新株予約権の資金使途①既存銀行借入の返済に充当します。また、②設備更新投資において、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合、その余剰となった投資資金を本新株予約権の資金使途①既存銀行借入の返済に充当いたします。

#### 【具体的な使途について】

##### ① 既存借入の返済

当社は、2018年2月の第三者割当増資により、事業会社（提携候補先等）からの借入350百万円を完済いたしました。しかしながら、依然として大きな銀行借入の債務（2019年9月末借入残高412百万円（1年以内返済の借入金含む））があり、現在自己創出資金による返済を継続しています。本資金調達により、金融機関からの債務を期限前返済し、完済することで、財務基盤を再構築し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を抜本的に改善します。本使途には、410百万円を充当する予定です。

##### ② 設備の更新投資

対象店舗数	内容	金額 (百万円)	調達手法
4店舗	老朽化に伴う全面改修	55	本新株予約権付社債
5店舗	老朽化による一部設備更新等	15	本新株予約権
全店舗	システム更新	20	本新株予約権
本社	本社移転費用	20	本新株予約権
合計		110	

これまで当社では、2018年2月の第三者割当増資により調達した資金及び自己創出資金を既存銀行借入の返済に優先的に配分してきており、一部店舗の老朽設備更新（水廻り設備、空調、内装他）を長期間抑制してきました。その一方、新設後概ね10年経過したものもあり、その使用状況や耐用年数からも限界にきている設備もある状況です。本資金調達によってかかる設備更新を再開するため、70百万円の支出を見込んでおります。

また、新たなPOSシステム・新勤怠管理システム等を導入し、売上管理強化や店舗従業員の負担軽減により、お客様サービスの向上に努めたいと考えており、20百万円の支出を見込んでおります。

さらに、本社勤務従業員の削減により、事務所面積の縮小が可能な状況となっております。本社機能を移転し、長期的なコスト削減を行うため、移転に必要な費用（移転先の内装費用、引越し費用等）として、20百万円の支出を見込んでおります。

これら設備更新投資につき、上記の合計110百万円を支出する予定です。

##### ③ 運転資金

当社は、昨年夏まで大槌工場を稼働できない状況が続いていましたが、専門人材の登用により、昨年秋以降本格稼働にこぎ着けることができました。同工場では、現在、カキフライ、フルシェル等を中心とした加工商品を生産しており、その材料として、質・量ともに優れる春先の牡蠣をまとまった数量で仕入れることが通年で美味しい商品の提供に繋がります。2020年春の牡蠣仕入には本資金調達から約45百万円を支出する予定です。

尚、仕入価格の上昇等により、当初予定していた仕入れ予定量（加工用の牡蠣1年分）を購入できない可能性があります。その場合には、本資金調達による資金での範囲での仕入量に変更し、在庫が

不足した時点で再度加工用の牡蠣を購入いたします。

#### ④ 成長資金

これまで当社では不採算店の3店舗閉店と既存店舗の業績改善（既存店舗売上高（25店舗）対前年比 109.2%（2019年4月から9月までの累計））に一定の成果をあげてきましたが、2020年以降、新規出店による更なる業績向上に努めて参りたいと考えております。

新規出店については、客単価を抑えた既存店舗とは異なる顧客セグメントをターゲットとした新業態によるものを予定しており、2020年4月以降資金を調達見込め次第、順次出店の準備を進める計画であり、1店舗あたり最大45百万円（店舗設備一式30百万円、厨房設備等5百万円、その他敷金等10百万円）の支出を見込んでおります。2022年3月末までに、4～6店舗程度の路面店出店を予定しており、175百万円を支出する予定です。

なお、上記の資金使途及び金額については、現時点で入手し得る情報、計画に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が計画を変更した場合あるいは当社を取り巻く環境に変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される場合があります。また、上記の支出予定時期は、今後の事業進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途、金額又は支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を当社の財務基盤強化、成長投資、設備更新に係る資金に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、当社の業績の拡大に寄与するものと考えており、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）に依頼しました。なお、プルータスとの業務委託契約には、本新株予約権に関する発行手続きサポート業務を準委任する内容が含まれるものの、評価に関する該当箇所の開示事例の案内にとどまり文書作成業務や助言等を行っている実態はなく、独立した立場で評価等を行っております。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（1,215円）、転換価額（1,094円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利率（ $\Delta$ 0.193%）、株価変動性（40.67%）、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権付社債の評価額を額面100円につき99.7円と算出しております。

当社は、評価機関による評価結果を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を10,611,800円（額面100円につき金100円）といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日（2019年11月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,215円を参考とし、1株当たり1,094円（ディスカウント率9.96%）に決定いたしました。10%というディスカウント率については、有利発行に当たらない水準にすることを前提に、早期権利行使を促し、資金調達を着実に進めるため、マイルストーン社と慎重な交渉の上、決定いたしました。なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均1,203円に対する乖離率は $\Delta$ 9.05%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均1,190円に対する乖離率は $\Delta$ 8.05%、当該直前営業日までの

6ヶ月間の終値平均 1,152 円に対する乖離率は△5.01%となっております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、プルータスは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権付社債の新株予約権部分の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できるから、本新株予約権付社債の発行が割当先に対して特に有利な価額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## ② 本新株予約権

当社は同様に、本新株予約権の公正価値算定についても、プルータスに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（1,215 円）、行使価額（1,094 円）、配当（0%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利子率（△0.193%）、株価変動性（40.67%）、当社と割当予定先であるマイルストーン社の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件（行使価額の修正及び行使指示等）を考慮して評価を実施し、本新株予約権 1 個あたりの評価額を 500 円と算出しております。当社はプルータスによる評価結果を参考に、本新株予約権の 1 個あたりの払込金額を 500 円（1 株当たり 5 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2019 年 11 月 12 日）の東京証券取引所における普通取引の終値 1,215 円を参考として 1 株 1,094 円（ディスカウント率 9.96%）に決定いたしました。ディスカウント率については、①本新株予約権付社債と同様、マイルストーン社と慎重な交渉の上、決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 1,203 円に対する乖離率は△9.05%、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 1,190 円に対する乖離率は△8.05%、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均 1,152 円に対する乖離率は△5.01%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近 6 ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均、6 ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、プルータスは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式数は 680,000 株であり、2019 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 2,754,900 株に対し 24.68%（2019 年 9 月 30 日現在の当社議決権個数 27,540 個に対しては 24.69%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは企業価値の向上を実現し、当社の業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、本新株予約権付社債の転換価額は固定されていること、本新株予約権付社債の繰上償還条項および本新株予約権の取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権付社債及び新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、加えて、本新株予約権には一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため、機動的な資金調達が期待できます。一方で、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権付社債の早期償還及び新株予約権の取得を行う予定です。

さらに、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式数 680,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 3,360 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事 業 内 容	投資事業		
(5) 資 本 金	10 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2012 年 2 月 1 日 (注)		
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株		
(8) 決 算 期	1 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	4 人		
(10) 主 要 取 引 先	株式会社 S B I 証券		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2017 年 1 月期	2018 年 1 月期	2019 年 1 月期
純 資 産	936	989	1,083
総 資 産	1,632	1,613	2,486
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	4,681,120	4,948,674	5,418,040

売上高	1,266	1,124	2,668
営業利益	3	56	146
経常利益	6	62	157
当期純利益	△2	53	93
1株当たり当期純利益(円)	△12,067	267,553	469,366
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても当該割当予定先の法人及び役員、株主が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼いたしました。当社は、当該調査機関から、割当予定先が反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当先(マイルストーン社)・割当先の役員又は株主(主な出資者)を調査対象とした当該報告・結果内容は妥当であり、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約40社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。マイルストーン社が実質的に転換又は行使可能となるのは、発行会社の株価が新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が転換価額又は行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が、市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

なお、本新株予約権付社債が全部転換され、本新株予約権が全部行使された場合、同社が当社の主要株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権付社債の転換並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本契約において、本新株予約権の行使をしよう

とする日を含む暦月中において、割当予定先の行使により取得される株式数が、本新株予約権の発行の払込日時点における上場株式数（金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近株式数をいう。以下同じ。）の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（「制限超過行使」）を制限するとともに、割当予定先が当社に対し本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認をするよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容及び行使にあたり制限超過行使に該当しないかについて確認をする内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定であります。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、2018年2月1日から2019年1月31日に係るマイルストーン社の第7期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高2,668百万円、営業利益が146百万円、経常利益が157百万円、当期純利益が93百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2019年1月31日現在の純資産が1,083百万円、総資産が2,486百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の残高照会画面の写しを受領し、2019年11月5日現在の預金残高が908百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却後、売却で得た資金を新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の筆頭株主であるTRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合との間で、当社株式の貸借契約を締結します。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債並びに本新株予約権の引受けに係る払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### （5）株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社筆頭株主であるTRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合との間で、2019年11月13日から2021年11月28日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用をヘッジ目的とし、同社が本新株予約権付社債の転換並びに本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### （6）その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2019年9月30日現在）	
TRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合	41.92%
小林 敏雄	10.40%
株式会社グッドフィールド	4.53%



アサヒビール株式会社	0.90%
有限会社ティーズ・キャピタル	0.90%
宮本 裕将	0.80%
株式会社ティーワイリミテッド	0.72%
株式会社ゼネラル・オイスター従業員持株会	0.61%
J.P.Morgan Securities plc(常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	0.58%
サッポロビール株式会社	0.47%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2019年9月30日時点の株主名簿を基準としております。

3. 今回発行される本新株予約権付社債並びに本新株予約権は、転換あるいは行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権付社債の償還日は2021年11月28日、本新株予約権の行使期間は2019年11月29日から2021年11月28日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権発行後の割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、割当後の株主名、持株数及び持株比率は表示しておりません。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、2019年5月15日に発表いたしました2020年3月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本資金調達による調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	3,868,248千円	3,854,348千円	3,706,989千円
営業利益	△461,918千円	△160,463千円	△21,196千円
経常利益	△475,079千円	△173,752千円	△18,441千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△744,051千円	△293,864千円	△269,680千円
1株当たり当期純利益	△480.04円	△174.55円	△98.00円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△13.59円	180.04円	83.03円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2019年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,754,900株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	46,800株	1.6%

下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注)．上記潜在株式数はストック・オプションによるものです。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	2,171 円	1,401 円	1,373 円
高 値	2,175 円	1,652 円	1,505 円
安 値	1,361 円	840 円	801 円
終 値	1,401 円	1,400 円	1,105 円

#### ② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	1,051 円	1,100 円	1,155 円	1,150 円	1,170 円	1,234 円
高 値	1,118 円	1,200 円	1,235 円	1,288 円	1,235 円	1,234 円
安 値	1,040 円	1,093 円	1,092 円	1,138 円	1,150 円	1,192 円
終 値	1,100 円	1,155 円	1,152 円	1,151 円	1,227 円	1,215 円

(注) 11月の株価については、2019年11月12日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日前営業日株価

	11月12日
始 値	1,211 円
高 値	1,215 円
安 値	1,200 円
終 値	1,215 円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### 第三者割当増資

払込期日	2018年2月26日
調達資金の額	800,068,500 円
発行価額	1株につき693円
募集時における 発行済株式数	1,574,100株
当該募集による 発行株式数	1,154,500株
募集後における 発行済株式数	2,728,600株
割当先	TRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合
発行時における 当初の資金使途	①Tryfunds への借入金の返済 200百万円 ②株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済 150百万円 ③構造改革費用 295百万円 ④成長投資 41百万円

	⑤陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用 50 百万円 ⑥運転資金の確保 59 百万円
発行時における 支出予定時期	①Tryfunds への借入金の返済 2018 年 2 月 ②株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済 2018 年 2 月 ③構造改革費用 2018 年 3 月から 2020 年 2 月まで ④成長投資 2018 年 3 月から 2019 年 10 月まで ⑤陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用 2018 年 3 月から 2018 年 6 月まで ⑥運転資金の確保 2018 年 2 月から 2019 年 1 月まで
現時点における 充当状況	①Tryfunds への借入金の返済 200 百万円 ②株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済 150 百万円 ③構造改革費用 97 百万円※ ④成長投資 0 円※ ⑤陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用 50 百万円 ⑥運転資金の確保 59 百万円 ※③及び④の充当できなかった 239 百万円については、銀行借入の返済及び設備の割賦未払金支払いに充当しており、現時点では充当できない状況です。当初本第三者割当増資時には、既存借入の毎月の返済資金を新規借入等により賄う予定でしたが、借換・新規借入ができなかったことにより当該状況となっております。

## 10. 発行要項

### < 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項 >

#### 1. 社債の名称

株式会社ゼネラル・オイスター第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

#### 2. 社債の総額

金 106, 118, 000 円

#### 3. 各社債の金額

金 10, 611, 800 円の 1 種

#### 4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

#### 6. 利率

年率 1.0%

#### 7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 8. 申込期日

2019 年 11 月 29 日

#### 9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019 年 11 月 29 日

#### 10. 募集の方法

第三者割当の方法によりマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全額を割り当てる。

## 11. 本社債の償還の方法及び期限

### (1) 満期償還

本社債は、2021年11月28日（償還期限）にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。

### (2) 繰上償還

当社は、2019年11月29日以降いつでも、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

## 12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2020年5月28日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月28日及び11月28日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前6ヶ月分を支払う。但し、6ヶ月分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。

(4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14%の利率による遅延損害金を付するものとする。

## 13. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

## 14. 本新株予約権の内容

### (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

### (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

#### (イ) 種類

当社普通株式

#### (ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の

数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、当初1,094円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づく新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

④ 時価下発行による転換価額調整式の取扱いは以下に定めるところによる。

(i) 時価下発行による転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、時価下発行による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2019年11月29日から2021年11月28日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

(イ) 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできないものとする。

(ロ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

(イ) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(ロ) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、第11項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。但し、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の

条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 15. 特約

### (1) 担保提供制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。



(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

#### (2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

#### 17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社ゼネラル・オイスター 経理財務部

#### 18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

#### 19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社ゼネラル・オイスター 経理財務部

#### 21. 準拠法

日本法

#### 22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

(2) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

### <第8回新株予約権発行要項>

1. 新株予約権の名称 株式会社ゼネラル・オイスター第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,915,000円

3. 申込期日 2019年11月29日

4. 割当日及び払込期日 2019年11月29日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 583,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 5,830 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 500 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 1,094 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が729円（以下「下限行使価額」といい、第11の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) ただし、当社及び割当先が別途同意した場合に限り、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整前行使価額}}$$

## 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2019年11月29日から2021年11月28日(但し、2021年11月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2019年11月13日)時点における当社発行済株式総数(2,754,900株)の10%(275,490株)(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

##### (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社ゼネラル・オイスター 経理財務部

#### 21. 払込取扱場所

三菱UFJ銀行 江戸川橋支店

#### 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 500 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（2019 年 11 月 12 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,215 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

#### 23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。